

別記様式第2-1号別添（別記1-2別記様式第2-1号関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業  
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 静岡県

策定：令和8年3月25日

1 目的

本県の多様で高品質な農畜産物の安定的な供給を通じて、県民の豊かな暮らしを支えるため、静岡県食と農の基本計画に基づき、農業生産を担う人材の確保・育成を図るとともに、将来にわたり意欲的な農業経営を継続することができるよう、地域の特性を活かしつつ、スマート農業技術の導入を推進することにより、生産性の高い持続可能な農業の構造を確立する。

2 基本方針

作物名	スマート農業の推進方針
作物共通	<p>技術課題の解決を目的に、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する。</p> <p>そのため、本県の農業施策の基本となる下記の計画等と整合させつつ、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和8年1月14日付け7農産第3856号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）別記1-2の別表1に示された技術課題を解決するための取組を行い、省力化・低コスト化・高品質化等による労働生産性の5%以上の向上及び需要に応じた安定的な生産を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 静岡県食と農の基本計画（2025～2028）</li><li>② 静岡県農業振興地域整備基本方針</li><li>③ 静岡県農業基盤の強化の促進に関する基本方針</li><li>④ 静岡県農地中間管理事業の推進に関する基本方針</li><li>⑤ 静岡県持続的食料システム実施計画</li><li>⑥ 静岡県茶業振興基本計画</li><li>⑦ ふじのくに茶の都しずおか構想及びふじのくに「茶の都しずおか」推進計画</li><li>⑧ 静岡県水田農業振興基本計画</li><li>⑨ 静岡県水田収益力強化ビジョン</li><li>⑩ 静岡県果樹農業振興計画</li><li>⑪ 静岡県野菜振興計画</li><li>⑫ ふじのくに「花の都しずおか」推進計画</li></ul>

	<p>⑬ 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）都道府県事業実施方針</p> <p><b>【労働生産性の向上における比較の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働生産性の向上→生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値で比較</li> </ul> <p><b>【計画作成時の現状値の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近1年の実績値を原則とする。なお、直近1年の実績値以外を現状値とする場合は、その理由を記載した資料を添付するものとする。</li> </ul>
<p>土地利用型作物、畑作物</p>	<p>労働生産性の5%以上の向上のため、トラクターの自動操舵や直進アシスト、ドローンによる防除や施肥、センシングデータや生育診断技術の活用、各種センサーを活用した収穫機や選別機等の栽培技術の導入を推進するとともに、これら技術を活用した直播栽培等への栽培転換やほ場の大区画化の推進等を図る。</p> <p>また、栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有することによる適期作業時期の決定とそれを実施するための機械化体系への転換など、土地生産性や品質の向上を図る。</p> <p><b>【基本要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県食と農の基本計画（2025～2028）、静岡県水田農業振興基本計画、水田収益力強化ビジョン等の各計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。</li> </ul>
<p>野菜（わさび含む）</p>	<p>労働生産性の5%以上の向上のため、機械化一貫体系への転換や、トラクターの自動操舵や直進アシスト、光を活用した栽培技術や病虫害防除、畑等への自動灌水装置、ドローンによる防除や施肥、収穫や農作業アシスト機器、各種センサーを活用した選別機、その他自動化農機等の活用を推進するとともに、その効果を高めるためのほ場の大区画化や機械導線の確保、栽培体系への転換を進める。</p> <p>また、気候変動下における安定生産や品質の維持・向上を図るため、栽培施設における高度環境制御装置等の温度・湿度・日照管理・給液等の自動化技術や環境センシング・各種予測システム、生育診断技術の活用など高温障害対策に資する技術の導入を推進する。</p> <p><b>【基本要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県食と農の基本計画（2025～2028）、静岡県野菜振興計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること</li> </ul>
<p>花き類</p>	<p>労働生産性の5%以上の向上のため、機械化一貫体系への転換や、光を活用した栽培技術や病虫害防除、畑等への自動灌水</p>

	<p>装置、ドローンによる防除や施肥、収穫や農作業アシスト機器、各種センサーを活用した選別機、その他自動化農機の活用を推進するとともに、その効果を高める栽培体系への転換を進める。</p> <p>また、気候変動下における安定生産や品質の維持・向上を図るため、栽培施設における高度環境制御装置等の温度・湿度・日照管理・給液等の自動化技術や環境センシング・各種予測システム、生育診断技術の活用など高温障害対策に資する技術の導入を推進する。</p> <p><b>【基本要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県食と農の基本計画（2025～2028）、ふじのくに「花の都しずおか」推進計画等の各計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。</li> </ul>
茶	<p>労働生産性の5%以上の向上及び需要に応じた安定的な生産のため、有機栽培における茶園クリーナーや蒸気除草機、自動操舵機能を持った茶園管理機や摘採機、茶園への自動灌水装置、ドローンによる防除や施肥、茶の生育診断技術、その他自動化農機等の活用を推進するとともに、ほ場の大区画化や改植、省力樹形等の導入等により機械利用効率の向上を図る。</p> <p><b>【基本要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県食と農の基本計画（2025～2028）、静岡県茶業振興基本計画等の各計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。</li> </ul>
果樹	<p>労働生産性の5%以上の向上及び需要に応じた安定的な生産のため、果樹園への自動灌水装置や、栽培施設における温度・湿度・日照管理等の自動化技術、ドローンによる防除や施肥、樹体の生育診断技術や自動管理装置、収穫や農作業アシスト機器、各種センサーを活用した選別機、その他自動化農機等の活用を推進するとともに、ほ場の大区画化や改植、省力樹形等の導入等により機械利用効率の向上を図る。</p> <p><b>【基本要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県食と農の基本計画（2025～2028）、静岡県果樹農業振興計画等の各計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること</li> </ul>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けた者及び同計画について地方農政局等との協議が終了しており、事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者（以下「高度利用計画取組主体」という。）を除く取組主体が実施する本事業については、以下のとおり規定する。なお、高度利用計画取組主体が実施する本事業については「8 その他」に規定する。</p> <p>(1) 推進・指導方針</p> <p>本事業の効果的な実施に向け、関係部局（農業局、農林事務所等）及び市町が連携し、推進・指導に当たるものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 産地スマート計画・取組主体事業計画の審査方針

各地域協議会は取組主体から提出された取組主体事業計画を産地スマート計画に位置づけるか審査し、承認するものとする。ただし、1つの産地スマート計画に複数の地域協議会が関連するものについては、関係する地域協議会で調整の上、代表となる地域協議会が産地スマート計画を作成することを原則とする。

各地域協議会から提出された産地スマート計画については、農業局に提出し、内容を十分精査した上で、農業局で審査、承認するものとする。

4 取組要件

対象作物	取組要件
土地利用型作物・畑作物 野菜（わさび含む） 花き類 茶 果樹	○取組要件 実施要領の別記1-2の別表1に定めた技術課題の解決に資するスマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する別表2、別表2-2に記載された取組であって、別表4の面積要件を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械及び資材 農業振興地域整備基本方針等と整合させつつ、別に定める本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械（導入及びリース導入）及び実施要領の別記1-2の別表5に定めた関連経費を対象とする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとする。なお、高度利用計画取組主体が実施する本事業については「8その他」に規定する。

1 計画申請時

(1) 産地スマート計画、取組主体計画、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）、取組主体別改植等事業実施計画書（果樹または茶の改植を実施する場合）

(2) 添付書類

導入する機械・資機材のカタログ及び複数の販売会社の見積書の写し、委託契約書案、リース契約書案又は金額が確認できる書類、成果目標の算出根拠、費用対効果分析、改植等の実施園の配置図及び見積書（契約書）、規模決定根拠等

2 請求時

(1) 産地スマート計画（実績報告書）、取組主体計画（実績報告書）

(2) 添付書類

入札関係書類、発注書、請求書、納入書、導入又はリース契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）、物件や資材の写真、財産管理台帳等

上記書類は、導入する農業機械等の処分制限期間中（処分制限期間が5年以内の場合は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間）整備保管することとする。

## 6 取組主体への補助金の交付方法

県が別に定めるスマート農業機械等導入支援事業費補助金交付要綱に基づき、県知事から市町長に対し補助金を交付する。市町長は取組主体に対し助成金を交付する。ただし、実施要領の別記1-2の第9の5で定める高度利用計画取組主体に対しては直接交付することとする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《取組主体に対して、事業実施前に重要事項を地域協議会等を通じて周知》

### ○ 契約に当たっての条件（交付等要綱第13）

- ・補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ届け出なければならない。
- ・売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- ・上記の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

### ○ 補助金の返還（交付等要綱第23の1、2）

- ・補助金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該補助金の全額又は一部を速やかに返還しなければならない。

### ○ 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納（交付等要綱20の4）

- ・補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。

### ○ 財産の管理等（交付等要綱第24）

- ・補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ・取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

### ○ 財産処分の制限（交付等要綱第25）

- ・取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）第5条に規定する処分制限期間とする。
- 処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 上記の規定にかかわらず、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
  - （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
  - （2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 財産処分の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

○ 補助事業の経理（交付等要綱第27）

- 補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 取得財産等の処分制限期間中、帳簿等に加え、別途財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

○ 取組主体事業計画の評価（実施要領別記1-2の第17）

- 取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等（高度利用計画取組主体にあつては静岡県知事）に報告するものとする。

《果樹または改植を実施するにあたっての取組主体の要件》

実施要領別記1-2第10の2に定められた要件を満たしていること

○ その他

- 上記のほか、事業の実施にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び施行令、農林畜水産業関係補助金等交付規則、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱及び国実施要領、県が別に定める本事業関連の交付要綱・取扱要領の規定に従わなければならない。

## 8 その他

スマート技術高度利用計画に基づき高度利用計画取組主体が実施する本事業の推進については、以下のとおり規定する。

### (1) 推進・指導方針

スマート技術高度利用計画に係る審査は、本事業の効果的な実施に向け、関係部局（農業局、農林事務所等）が連携し、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画と整合性のとれた計画となっているかも含めて、推進・指導に当たるものとする。

### (2) スマート技術高度利用計画の審査方針

高度利用計画取組主体は、スマート技術高度利用計画を農業局に提出し、内容を十分精査した上で、農業局で審査、承認するものとする。

### (3) 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとする。

#### ①計画申請時

ア：スマート技術高度利用計画、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）、取組主体別改植等事業実施計画書（果樹または茶の改植を実施する場合）

イ：添付書類

導入する機械・資機材のカタログ及び複数の販売会社の見積書の写し、委託契約書案、リース契約書案又は金額が確認できる書類、成果目標の算出根拠、費用対効果分析、改植等の実施園の配置図及び見積書（契約書）、規模決定根拠等

#### ②請求時

ア：スマート技術高度利用計画書（実績報告書）

イ：添付書類

入札関係書類、発注書、請求書、納入書、導入又はリース契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）、物件や資材の写真、財産管理台帳等

上記書類は、導入する農業機械等の処分制限期間中（処分制限期間が5年以内の場合は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間）整備保管することとする。